

## 令和2年5月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年4月27日（月）14時
- 2 場 所 中間市役所本館4階第一委員会室
- 3 出席者 教育長 片平慎一  
教育委員 河本直子、衛藤修身、佐野正靖、太田かおり
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 佐伯道雄  
学校教育課長 松永嘉伸  
学校指導課長 小野篤志  
教育施設課長 北原鉄也  
生涯学習課長 米満孝智  
学校指導課課長補佐 高橋啓之  
生涯学習課課長補佐 友廣慎也  
学校教育課教育総務係長 野中康伸
- 6 傍聴人 1人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

# 定例教育委員会議事日程

令和2年4月27日（月）14時00分

- 1 前回の議事録の承認
- 2 報告事項
  - (1) 臨時休業中の在宅勤務について
  - (2) 令和2年5月学校教育行事及び社会教育行事について
  - (3) 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
承認第1号 中間市教育支援委員会委員の委嘱について
  - (4) 学校の再開に向けて
  - (5) 福岡県総合防災訓練の延期について
- 3 協議事項
  - (1) 令和2年6月定例教育委員会の日程について
- 4 議決事項
  - 第16号議案 学校評議員の委嘱について
  - 第17号議案 中間市中央公民館条例及び中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に関する意見について

[開会時刻：14時00分]

佐伯教育部長	令和2年5月定例教育委員会を開催いたします。教育長よろしくお願 いいたします。
片平教育長	それでは令和2年5月定例教育委員会を開催いたします。まず、最初 に前回の議事録の承認をお願いいたします。よろしいでしょうか。
教育委員	《了承》
片平教育長	承認ということで進めさせていただきます。 報告事項、まず、最初に臨時休業中の在宅勤務についてお願いいたし ます。
松永学校教育 課長	令和2年4月7日新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきま して、福岡県に対し緊急事態宣言が出され、福岡県立学校につきまし て、福岡県教育委員会から在宅勤務の通知がなされたことから、この たび中間市教育委員会におきましても、中間市の小中学校に勤務する 教職員に対しまして、4月20日から臨時休業が終了するまでの期 間、在宅勤務を行うように通知いたしました。主な内容を申しますと、 第一の目的としては、出勤者を減らして、学校での集団感染のリスク をできる限り低くすることであります。自宅で業務を行うことであり ます。実施方法といたしましては、職員一人当たり週3日を上限とす ること。校長は一人一人に業務内容を指示し、週1回業務内容を確認 すること。学校のパソコンは持ち出さず、自宅のパソコンを使用して、 福岡県教育委員会の情報セキュリティ基準による個人情報保護に準 じること等であります。実施期間は先ほど申しましたとおり、4月2 0日から臨時休業が終わる日までとするものであります。また、学校 に勤務する市費の職員につきましても、同様の取扱いをするものとい たしております。以上です。
片平教育長	ただ今説明がございましたが、これにつきましてご質問等ございませ んでしょうか。
教育委員	《なし》

片平教育長	<p>それでは、次の令和2年5月学校教育行事及び社会教育行事について、最初に学校教育行事お願いいたします。</p>
小野学校指導課長	<p>まず共通行事です。研修等については全て、中止、延期となっております。そして、5月7日から学校開催の予定ですので、それを受けての行事ということで出しております。各学校の行事ですが、学校によっては、今まで1年生を迎える会や歓迎遠足を行っていましたが、それは実施する学校もあれば、しない学校もあります。中間小学校は22日に1年生を迎える会、歓迎遠足を予定しております。南小学校も22日に1年生を迎える会を予定しております。避難訓練も、中間小学校、南小学校がそれぞれ27日に実施する予定となっております。</p> <p>続いて中学校ですが、北中学校は25日から家庭訪問を計画しております。これは1年生だけです。これも授業時数の関係で変更になるかもしれないということを聞いております。</p>
片平教育長	<p>ただ今学校行事について説明がございましたが、それについてご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p>
衛藤教育委員	<p>今は、子供と担任が2か月間会ってないという現実がありますので、子供が色々な意味でかなり不安を抱えていると思います。もっと子供と教師が接する時間を作って、今までの子供の不安や心配事を個々に掴んでいく時間があるのではないかと思います。それが取りにくいのは分かりますが、親としては自分の子供が学校にうまく馴染んでいるのだろうかという不安があると思います。教育相談のような行事を学校の行事として入れていただけないかという意見です。</p> <p>それと、文科省も今年は学力調査をしないと言っていますが、中学校の学力分析テストが中間中で、南中で学力分析検査が入っています。前年度の分ですから、1年前の話でしょうけど、一応時期を考えたら、あえてこの時期にテストをする必要があるのかなということで、これは伸ばされてもよいのではないかという気がしますし、場合によっては学期末に変えるという方法でもよいのではないかと思います。その点いかがでしょうか。</p> <p>もう1点は、学校保健法の関係があると思いますが、身体測定が4月には入っていたのですが、子供達がお互い密にならない方がよい</p>

という配慮があるのか分かりませんが、5月には計画されておりますがそれはどう考えたらよいのでしょうか。以上2点です。

片平教育長

ただ今2点質問がございましたが、それについて小野課長。

小野学校指導  
課長

学力分析テストについては、今度校長会議の時に確認を取って、もしかしたら実施もなしということになるかもしれません。相談したいと思います。

身体測定の件ですが、本来なら6月30日までに実施しなければならないということがあるのですが、本年度に限っては文科省から通知がありまして、今年度の身体測定につきましては、今年度中に実施したらよいと変更しておりますので、中間市では2学期以降に身体測定を入れるように計画をしております。以上です。

片平教育長

子供達の状態をいう話がありましたが、始まってから教育相談週間等を設けたらよいかと思っておりますので、そういったことをしながら子供達の把握をしっかりとすることで、進めさせていただきたいと思っております。

他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして社会教育施設行事について説明をお願いいたします。

米満生涯学習  
課長

5月の社会教育施設行事につきましては、指定管理等が5月31日まで休館となりましたことから、すべての事業は中止となっております。以上です。

片平教育長

説明がございましたが、よろしいでしょうか。

それでは続きまして3点目の専決処分を報告し、承認を求めることについて、承認第1号中間市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。説明をお願いします。

松永学校教育  
課長

承認第1号中間市教育支援委員会委員の委嘱について提案理由を申し上げます。令和2年4月1日付人事異動に伴いまして、中間市教育支援委員会の委員3名を解職し、後任に3名を委嘱することにつきまして、中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年4月1日付で専決処分いたしました。この専決処分を

したことにつきまして、中間市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定に基づき委員会の承認を求めます。

後任委員の指名につきましては、専決処分書に記載しているとおりでございます。任命期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

片平教育長

よろしいでしょうか。

教育委員

〈承認〉

片平教育長

それではこの3人の方をお願いするということで、進めさせていただきます。

続きまして、その他についてございませんでしょうか。

小野学校指導  
課長

5月7日以降の小中学校の開催に向けてということで、今事務局で考えているところを報告させていただきます。

緊急事態宣言が解除された場合については、当然、子供達は登校してきます。ただ、いきなり今の状況の中で全部の児童生徒が全員で登校というのは厳しいだろうということで、分散登校を考えております。その分散登校というのは、クラスで児童生徒を半分にして、Aグループ、Bグループに分けて登校させるということで、それによって密を避けるということを狙っております。Aグループ、Bグループを2日で1日という考え方で、月曜日にAグループが登校したら、火曜日にBグループが登校する。そして先生は月曜日と同じ授業を次の日も行うという形で、2日を1日という考えで登校させることによって、密を避けていくという事で計画をしております。分散登校に慣れた後、一斉登校をしたいと考えております。また、今のところ入学式は5月9日を予定しております。入学式というのは、子供達にとっては一生に一度の大事な儀式でありますので、できるだけ入学式については実施の方向で考えていきたいと思っております。ただ、式の内容については卒業式と同じように来賓の方の出席はお断りしながら、また密を避けるといったところでは、参加者、保護者についても人数制限を行ったり、本来であれば入学式が終わった後、学級連絡等するのですが、密にならないということを各学校で考えながら実施していきたいと考えております。

臨時休業が延びれば、課題等についても配布、また、課題のチェックもしっかり考えていきたいと思っておりますし、また、ICTを活用した学習ができないかということで、小学校、中学校分かれてですが、先生方で検討してもらっているところです。

片平教育長

解除した場合又は延期した場合の2通り出ております。解除になった場合は、子供達は登校ですが、緊急事態宣言が延期になった場合は、子供達の安全、学力、生活がありまして、非常に厳しいところで、今のように子供達に全く登校させないというのであれば、安全は担保できるのですが、学力や生活、子供達の精神衛生上心身が不安になっている状況があり、そういったところを考えますと、全く登校させないというのも、ある意味では非常に厳しいのではないだろうかと思えます。例えば、分散して自主登校させることも考えられます。これは安全を保護者が考えて、「登校させません」とそれはそれでよくて、子供達は親が納得の上で先生の顔を見に行く、又は課題をチェックしてもらいに行くとか、そういったことをすることによって子供達の生活のリズム、精神的な安定を図らせるということも、ひとつ大事なところではないかなと思えます。2日又は3日に1回学校に短い時間でも、先生や友達の色を見るだけでも、先生方が子供達に声をかけてもらうだけでも、それはそれでよいのではないかなと。そういったことを学校に実施していただくかなと私自信考えております。それについてどう考えられるか、ご意見をいただきたいと思っております。

衛藤教育委員

最初の報告事項で在宅勤務という話が出ていましたので、学校の先生方は、学校が始まるまで休みという状況でしょう。それで、教育長の話は後で言いますが、この前教育委員会の中で報告された分は、3月中は、2回は家庭訪問ができるようにするというので、子供と先生のつながりを大事にされていたのですが、在宅勤務になりますと、それも難しいという現実で、先生と子供がまったく触れ合う時間がないと、それが2か月間も続くという状況なので、教育長が今おっしゃったように、学校に行きたいとずうずうしている子供が多いと思うのですね。一方ではそう思いながら行っても大丈夫かなという不安も持っている。特に親が長い間子供と一緒に接触しているから、親はかなり子供たちがコロナに敏感になっているということを肌身で感じていると思えます。だからできればそういう

状況を少しでも解決してやるためには、学校に出させるのはよいと思います。できるだけ工夫して子供達が安全に学校にいられる時間帯を作ってあげるのは、おおいに結構だと思いますので、よい方法を考えて学校に子供達が登校できるようにしていただいたら、子供も親もかなり一安心と。学力の遅れについては、急いでやっても無理な点もあるので、まず学校に馴染むという形での登校スタイルにするということではよいのではないかと思います。

片平教育長

他にないでしょうか。

太田教育委員

教育長がおっしゃったように、安全と学習時間の確保というのは一番難しい問題だと思います。私の勤務している学校も5月11日から授業をやるということで動いているのですが、基本的には11日から6週間は対面授業を一切行わないとなっています。今はICTの環境が全員あるかどうか調査を今週中に行いまして、それが無いという子供に関しては、大学の方で貸出というかたちで動いているところです。教員は現在在宅勤務なのですが、授業を全て組み替えて、どういう内容を実施するかというのを書き換えている状況です。授業をどうやってやるのかというと、11日からはグーグルの遠隔ソフトがあるのですが、それを使って子供たちは在宅で、教員は研究室か在宅で授業を実施する形にして、一応時間割通りにすべての授業を実施すると形になります。6週間後に対面で授業が再開できるか、もしくは遠隔授業を引き続き延期するかというところを判断するという状況です。

小中学生なので、できれば先生方と触れ合わせてあげたいという強い思いがありまして、できれば学校に来てほしいなと思います。その一方で万が一延びた場合に備えて、ICT環境がそれぞれの子供達がどうなっているのかという調査をして、何か大事があれば準備しておくのもよろしいかなと思っております。

もう1点ですが、例えば今回感染症扱いになるとしますので、保護者の判断で欠席となった場合の子供達が公欠扱いになるのかどうか。その時の学力の遅れというのは、その子たちにたまってまいりますから、その場合の対応はどのようなケアがされるのかという準備が必要かなと思ったのですが、その点は気になるところでございます。

片平教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>I C Tの調査は今かけているところですよね。</p>
小野学校指導 課長	<p>学校によってもかなり差があるのですが、中学校によっては8割程度、その中の6割程度が動画を自分で見ることができるという状況です。また、別の学校では6割程度位しか環境がないという学校もあります。学校によって差はあるのですが、平均すると7割程度位かなというところです。</p> <p>どうしても学校に行かせたくないという保護者も中にはいらっしゃいます。欠席の取扱いについては、文科省から出されたQ&amp;Aの中には、説明をしながら校長の判断で出席扱いでもよいということが出されていますので、欠席扱いにはなりません。</p>
片平教育長	<p>欠席にカウントされないということですね。</p>
太田教育委員	<p>後は、携帯ですと動画を見てしまうと、かなりのギガ数を使うという状況があるみたいで、今大手の通信会社が25歳以下は無料にされましたよね。遠隔授業というものを場合によっては取り入れざるを得ないかもしれないので、もしもの時に備えたほうが。</p>
片平教育長	<p>今遠隔授業で中学校の方は研究をしています。</p>
小野学校指導 課長	<p>研究はしていますが、太田委員が言われるように、まず遠隔で会議はできないかということで行ったのですが、やはり携帯等でするとW i - F iの環境がなければかなりの容量を使うということが課題になっています。</p>
片平教育長	<p>教科書会社、文科省、教育センターが出している模範授業のリンクを貼って、それを子供達に見せる。また、先生方は子供達が学習するうえでちょうどよい動画を見つけて、それにリンクを貼っていくというのが今できることではないかなと。</p>
小野学校指導 課長	<p>それについて現在やっているところで、学校の先生達も今の状況では延びるのではないかなと、マスコミの情報の中から思っているところで、もし延びた場合は、そういった形で使わせていただきたいというところでやっているところです。</p>

河本教育委員

子供達をずっと家の中に閉じ込めておくというのは、かなり不可能に近いところがあると思います。東京を見ていますと、公園に集まって逆に公園の遊具を使う危険もでてくるから、ある意味学校できちんとした体制が整えば、分散授業というのはよいのではないかと思います。ただ、子供達自体はうつってもひどくはならないことが多いらしいですけど、症状が出ないで大人にうつすというリスクがありますので、あくまでも保護者の理解を得た子供達だけとして、でもそれで行けない子は、その日にあったプリントを配るとか、そういった対応をとっていただければ、逆に私は外に出ていくよりは、きちんと手洗い、消毒に配慮すればよいのではないかなと思います。

佐野教育委員

意見が出尽くした感じで、みなさんと同じような意見になります。分散登校が一番理想的ではないかなと思います。非常事態宣言が解除されてもすぐに菌がゼロになるわけでもないですし、今のところ中間市は1人しかかかれた方がいないというのが幸運なところでございますので、徐々にソーシャルディスタンスと言われているように、距離を離れた授業を進めていただいて、そして元通りに段階を踏んでいかないと、今のままでは難しいと思います。中学の受験生に近いくらいになりますと、ICTを使って授業等というのが本当に真剣になってくるのでしょうけど、小学校の間はやはり人と触れ合うというか、一緒にいるところが大事になるので、特に小学校と中学校と分けて考えていただいて、小学校の方はなるべく学校に行って友だちとも会うというのを、少ない人数から進めていただいて、学校の授業の遅れというのは後から取り戻すしかないという考えで、何班かに分けての分散登校を実施していただきたいなと思います。以上です。

片平教育長

他によろしいですか。今様々な意見をいただきました。その意見を元に対応していきたいなと思っております。どういう対応にしても、前回4月13、14、15日に教科書配布を行ったのですが、その時全学校回って行きました。すると、やはり校長中心に、感染防止のためにいろんな工夫をいただいております。前日にシミュレーションをきちんとし、動線をどう持っていくかとか、また、体育館の広い場所で、3密にならないようにとか、また、教室

でもシートを張ったり、廊下と教室で、保護者と先生方の距離を保って直接教科書を渡しているとか、先生方はずいぶん工夫して、感染防止という観点、また、3密にならないというところをさせていただいております。今回も臨時休業が延長になろうが、始まろうが、たぶん校長中心に先生方、いろんな工夫をされて感染防止に向けて、子供のためにも対応していただけるものと信じていますので、私たち教育委員会も支えていかないといけないなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他で。北原課長。

北原教育施設  
課長

1点、口頭にて報告させていただきます。本年1月の教育委員会において口頭にて報告させていただいております、5月31日曜日に、本市と直方市において実施予定でありました令和2年度福岡県総合防災訓練が、新型コロナウイルスの関係から来年度へ延期となりました。来年度の実施時期等につきましては未定でありますので、分かり次第報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

片平教育長

他にございませんでしょうか。

それでは協議事項に入ります。まず、最初に令和2年6月定例教育委員会の日程でございます。松永課長。

松永学校教育  
課長

6月の定例教育委員会の日程につきましては、6月2日火曜日午前10時を予定いたしております。ご協議をお願いいたします。

片平教育長

6月2日火曜日でございます。よろしいでしょうか。

それでは6月2日火曜日10時からよろしくお願いいたします。

その他についてございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

議決事項に入ります。第16号議案学校評議員の委嘱についてお願いいたします。

小野学校指導  
課長

学校教育法施行規則第49条及び中間市立小中学校管理規則第20条第1項の規定により、中間市立小中学校評議員として議決を求めるものです。7ページに各学校の評議員の名簿をあげております。今年度から新任として5名の方が新しく学校評議員になっております。中間小学校山中さんです。こちらの方は中間小学校の校長をさ

れた方で、学校に携わった方です。中間中学校上村さんです。こちらは砂山保育園の園長をされている方です。そして中間北中学校、入江さんと、合谷さんです。北中校区内の方ですがP T A会長、北中校区内のまちづくり協議会に携わっている方になっております。最後、中間南中学校内田さんです。こちら中間南中学校のP T A会長を歴任された方になっております。以上です。

片平教育長 ただ今説明がございましたが、学校評議員委嘱について承認でよろしいでしょうか。

教育委員 <<承認>>

片平教育長 承認ということで、新しい5名の方をお願いし、全部で28名ということですのでよろしいですね。  
それでは、第17議案中間市中央公民館条例及び中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に関する意見についてお願いいたします。

米満生涯学習課長 中央公民館、働く婦人の家につきましては、中間市行政改革推進本部会議におきまして、令和2年度末をもって廃止する方向性が決定したことに伴い条例を廃止するものです。よろしくようお願いいたします。

片平教育長 ただいま条例を廃止する条例ということで、ご説明がございました。これについてご意見等ございませんでしょうか。

衛藤教育委員 働く婦人の家では、使用年数や経年劣化の関係において、廃止の条例について、やむを得ないと思います。  
中央公民館については、2月の教育委員会の時に閉鎖に至るまでの経過や理由、耐震化の問題点、今後の運営上と施設維持管理上の問題などの諸々の説明を聞きました。  
しかしながら、中央公民館が果たしてきた生涯学習や市民サービス拠点としての働きの引き継ぎ、活動内容や講座等の引き継ぎ、サークル活動や市民文化継承等の引き継ぎ等は閉鎖後にきちんと行いますとの説明を受けましたが、個々の活動・講座や内容、サークル利用者の個々の問題、市民講座等の問題等の引き継ぎについて、具体

的な活動内容や講座等、諸々の問題については今後しっかり考えていきますという説明でした。

中央公民館の条例廃止に関しては、これまで中央公民館が果たしてきた市民サービスと市民とのかかわり、種々の活動内容や講座の具体的な引き継ぎの仕方、サークル活動の活発化と内容の充実強化に関する引き継ぎの仕方等について、閉鎖後の計画や役割、活動内容等の分担・移譲に関して具体的で詳細なことが示されない状況のままで、併せて市民サービスや生涯学習の低下等が考えられる中での廃止条例の承認については、納得いかないものがあると思っています。

また、教育委員としては、2月の説明で閉鎖理由については理解できましたが、市民としては、近隣の市町村の中ではどこも公的な公民館が閉鎖されていないのに、市民サービスの拠点である公的な公民館が市として1つもないということは、理解しがたいと思っています。

質問ですが、2月に中央公民館と働く婦人の家の廃止について、詳細の提案をいただいた際に、今後の1年間の動向についてということでスケジュール表を組んでいたと思うのですが、そのスケジュール表の中に教育委員会が議会に上程して、6月議会に審議の予定があったと思います。議会の前にこのことについて教育委員会で審議をしてよいのかどうかと、タイミングが私は分かりませんが、議会に上程する前に我々が審議してよいのかというのが1点です。

もう1つは、廃止についての条例ですが、我々教育委員の方に廃止について条例を決定するような権限が与えられているのかどうかということについて分かりませんので教えていただきたいということです。

片平教育長

2点質問がありました。松永課長。

松永学校教育  
課長

地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規定に、議会に提案する前に教育委員会の意見を聞かなければならないという規定がございます。議会の議案の提出権は市長にございます。市長が提案するにあたり、教育委員会の意見を聞かなければならないということですから、まず教育委員会で議決案件として提案しているものでございます。

衛藤教育委員	2月に説明した分については閉鎖をするということについての、具体的説明が行われましたよね。それに伴った条例ということで、今回出てきたと理解してよいわけですね。
米満生涯学習課長	行革会議で方向性が決定されたことに伴って意見をお聞きして、それを市部局の方に報告をするということです。
片平教育長	よろしいですか。
衛藤教育委員	事前に教育委員会の意見を聞くとおっしゃいましたが、議決かどうかという事が意見になるわけですかね。
松永学校教育課長	議決というわけではなくて、社会教育施設の廃止条例を提案することについて、教育委員さんみなさんのご意見を市長に報告するというところでございます。議決は市議会の権限でございます。
太田教育委員	2月に中央公民館と働く婦人の家の廃止については説明していただきましたので、意見はございません。
河本教育委員	私も2月に説明していただきましたので、意見はございません。
佐野教育委員	2月の教育委員会において、今後のスケジュールについても説明していただきましたので、意見はございません。
片平教育長	他はよろしいでしょうか。それでは、第17号議案はこれで進めさせていただきます。 他によろしいでしょうか。ないようでしたら、これで令和2年5月の定例教育委員会を終わります。お疲れさまでした。

[閉会時刻：10時45分]

令和 2 年 6 月 2 日

教育委員 河本 直子

教育委員 衛藤 修身